

介護保険に関するお知らせ

図長寿支援課（金屋庁舎）

国長寿支援課（金屋庁舎）

住民課（吉備庁舎）

清水行政局住民福祉室

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

令和6年（2024年）～令和8年（2026年）の介護保険料の基準額 月額6,200円

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.285	・生活保護を受けている方。 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方。 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方。	1,767円	2万1,204円
第2段階	基準額×0.485	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方。	3,007円	3万6,084円
第3段階	基準額×0.685	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方。	4,247円	5万964円
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者がいる場合、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方。	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者がいる場合、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超の方。	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1万540円	12万6,480円
第10段階	基準額×1.90	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1万1,780円	14万1,360円
第11段階	基準額×2.10	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	1万3,020円	15万6,240円
第12段階	基準額×2.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	1万4,260円	17万1,120円
第13段階	基準額×2.40	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の方。	1万4,880円	17万8,560円

老齢基礎年金（満額）の支給額変更に伴い、介護保険料の算定基準が年金収入など80万9千円から年金収入など82万6,500円に見直されました。

令和8年度（2026年度）の特例

住民税が非課税でも介護保険料は課税と見なす場合あり

令和7年度（2025年度）税制改正により、令和8年度（2026年度）の介護保険料の算定に限り、令和7年度（2025年度）の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の住民税課税状況も、同様に調整して判定します。

ただし、給与所得の増額が税制改正による給与所得控除の引き上げ分の範囲内だったことにより、住民税が非課税となった方は、介護保険料の算定も「非課税」として取り扱います。（申請不要）

社会福祉法人などによる生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費、居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。

この軽減を受けるためには、申請が必要で「確認証」の交付を受けなければなりません。確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。認定要件が複数ありますのでご相談ください。